

平成26年度の 自殺対策の実施状況

1 自殺の実態を明らかにする取組

(1) 実態解明のための調査の実施

自殺に至る複雑な背景情報を正確に収集し、その実態を明らかにするためには、社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過、自殺直前の心理状態等を多角的に把握し、自殺予防のための介入のポイント等を明確化するため、いわゆる心理学的剖検の手法を用いた遺族等に対する面接調査が重要である。

我が国では、全国規模の心理学的剖検による自殺の実態把握は近年まで行われてこなかったが、厚生労働省では、平成17年度から心理学的剖検の実施方法に関する試行的な研究を行ったのち、19年度から、自殺予防総合対策センターが中心となった「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」（こころの健康科学研究事業）において、「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」を実施し、自殺に関連する要因の分析を進めた。その結果から、自殺者の特徴として、青少年では、不登校、いじめ、親との離別など学校・家庭での様々な問題を経験している者や、精神疾患を有する者が多いこと、また、青少年に多く見られる精神科治療中に自殺した者の場合には治療薬として処方された向精神薬を過量服薬した者も多いこと、中高年では借金等の社会的問題を抱えた人の背景にアルコール問題が多く存在すること、高齢者ではうつ病等であっても精神科にかかっていない人が多いことなどが判明しており、自殺予防の介入ポイントとして役立つと考えられた。25年度からは、「自殺総合対策大綱に関する自殺の原因分析や支援方法等に関する研究」（障害者政策総合研究事業・障害者対策総合研究開発事業）の中で調査を継続し、

睡眠問題と自殺、女性の自殺の特徴を明らかにするとともに、自殺予防総合対策センターと東京都監察医務院の連携による継続的な心理学的剖検の実施体制を実現した。

今後も自殺対策基本法第7条を踏まえ、自殺者や遺族等のプライバシーに配慮しつつ、人々を自殺に追い込んでいる様々な社会的要因を含む自殺の関連要因の把握に取り組み、調査研究の成果等を、自殺対策を推進するための情報として提供していく。

(2) 情報提供体制の充実

自殺予防に向けての政府の総合的な対策を支援するため、厚生労働省では、平成18年10月に自殺予防総合対策センターを設置し、(1)自殺予防対策に関する情報の収集及び発信、(2)自殺予防対策支援ネットワークの構築、(3)自殺予防対策等の研修、(4)関係機関・団体、民間団体の支援、(5)自殺予防対策に関する政策の提案、(6)自殺の実態分析、自殺の背景となる精神疾患、自殺未遂者・自死遺族等のケア、自殺対策の取組状況等の調査・研究を行っている。

自殺予防対策に関する情報の収集及び発信に関しては、自殺予防総合対策センターのWebサイト「いきる」(<http://ikiru.ncnp.go.jp/ikiruhp/index.html>)を開設し、この中で、基礎資料、自殺の統計、地方自治体の取組、いきる・ささえる相談窓口、海外の情報、自殺予防総合対策センターで発行した印刷物等を紹介している。「いきる」トップページには毎月2万件を超すアクセスがあり、地域で自殺対策に取り組む人たちの情報源として広く活用されている。また、平成26年9月には、WHO(世界保健機関)初めての世界自殺レ

ポート「Preventing suicide: A global imperative」の日本語訳「自殺を予防する：世界の優先課題」を発行した。

また、内閣府では、地域自殺対策緊急強化基金を活用した事業の中から、各都道府県が他の地域の参考となると考える先進的事例を

紹介する事例集を平成26年6月に取りまとめ、各都道府県に配布するとともに、ホームページ上に掲載した。

(<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/area/jirei.html>)

COLUMN 2

WHO「世界自殺レポート」について

WHO “Preventing suicide: A global imperative” と
その日本語版「自殺を予防する 世界の優先課題」

WHO(世界保健機関)の推定によると、世界では毎年80万人が自殺で亡くなっている。自殺は、世界の15歳～29歳の死因の第2位(我が国では第1位)で、若者の社会に大きな損失を与えている。また、自殺企図をする人は自殺で亡くなった人の20倍とも言われている。このような背景のもと、WHOは、初めての世界自殺レポートの発行を決定し、2013年1月にWHO精神保健・物質乱用部がその概要を発表した。

国立精神・神経医療研究センターは、国内外の様々な関係団体・機関からの支援を得て、この世界自殺レポートの企画から発行に至るまで、WHOとWHO西太平洋事務局に協力してきた。例えば、レポートの最終調整のために、2013年12月に東京で開催された「第2回世界自殺レポート会議および関連行事」(20の国と地域から総勢59名が参加)の主催が挙げられる(写真1)。そして、2014年9月4日に、WHOが“Preventing suicide: A global imperative”の英語版、アラビア語版、フランス語版、ロシア語版を発表した際、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所の自殺予防総合対策センターが翻訳した日本語版「自殺を予防する世界の優先課題」も同時発表された(写真2)。

写真1 第2回世界自殺レポート会議および関連行事



写真2 Preventing suicide: A global imperativeと日本語版「自殺を予防する 世界の優先課題」



このレポートは、これまでに得られた研究の成果やデータの収集および世界中の専門家による協議に基づいて作成された。特に次の5つを主要メッセージとして取り上げている。①自殺は多大な犠牲を強いる、②自殺は予防可能である、③自殺手段へのアクセスを制限することは効果がある、④ヘルスケアサービスは、自殺予防を核となる構成要素として組み込む必要がある、⑤地域は自殺予防において重要な役割を果たす。

レポートの読者としては、保健担当省、政策立案者、計画担当者、社会活動家、NGO、学識経験者、研究者、保健従事者、メディア、一般大衆と、あらゆる人たちが含まれる。

レポートは5章から構成されている。まず第1章「自殺と自殺企図に関する世界の疫学」では、人口30万人以上のWHO加盟国172か国における自殺死亡者数や自殺死亡率（推定値）について、WHO地域別や所得別、年齢階級や性別による比較を示している。第2章「危険因子・保護因子・関連する介入」では、自殺の危険因子を“保健医療システムの”、“社会的”、“地域的”、“人間関係による”、そして“個人的”の各グループに分類し、“全体的予防介入”、“選択的予防介入”、“個別的予防介入”で区分された関連する介入と結びつけて説明している。第3章「自殺予防の現状」では、国際自殺予防学会（IASP）とWHO精神保健・物質乱用部が実施した、自殺予防に関する各国の戦略や活動についての実態調査の結果が掲載されている。第4章「自殺予防に向けた包括的な国としての対応に向けて」では、自殺予防戦略の構成要素を具体的に示し、日本、チリ、スイス、スコットランドにおける戦略事例も紹介されている。日本は、WHOが推奨する「多部門が連携する協働アプローチ」による自殺予防を展開することで自殺死亡者数が減少した国としてWHOに注目され、本章における戦略事例紹介に至った。そして最終章「自殺予防のための今後の展望」では、国としての戦略がある国、幾らかある国、ない国のそれぞれが、今後取るべき行動が提案されており、我が国のような包括的な取組を実施している国々には、当該政策の評価と改善が重要であると明記されている。

本レポートでは、自殺予防には、保健医療（精神保健を含む）だけでなく、分野を越えた多部門が連携して、包括的に協働する取組が必要であることが強調されている。我が国の総合的な自殺予防の取組は、国際的に推奨されている方向を向いていることから、他国のモデルとなることが期待される。また、我が国の自殺対策を更に強化するためにも、レポートが大きな示唆を与えてくれると考えられる。

レポートの全文及び概要は下記のWebサイトから入手が可能である。

日本語版

<http://ikiru.ncnp.go.jp/ikiru-hp/index.html>

英語及びその他の言語版

http://www.who.int/mental_health/suicide-prevention/world_report_2014/en/

（自殺予防総合対策センター）

(3) 自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進

厚生労働省では、自殺未遂者や自死遺族等に関する調査研究について、平成18年度から、「自殺未遂者及び自殺者遺族等へのケアに関する研究」（こころの健康科学研究事業）、21年度からは「自殺のハイリスク者の実態解明及び自殺予防に関する研究」として実施し、25年度からは、「自殺総合対策大綱に関する自殺の要因分析や支援方法に関する研究」において、調査を継続し行っている。

(4) 児童生徒の自殺予防等についての調査の推進

ア 児童生徒の自殺の実態把握に向けて

児童生徒の自殺問題については、児童生徒の自殺者数が全体に占める割合は大きくないものの、亡くなった児童生徒が置かれていた状況にいじめがある自殺や連鎖的な傾向が見られるなどの問題があり、教育上重要な課題である。また、効果的な自殺予防を実施するためには、残された人々のケアを実施することを最優先課題としながら、自殺の正確な実態を把握することが不可欠であると考えられる。

児童生徒の自殺について実態把握を行うため、文部科学省では、毎年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施し、児童生徒の自殺者数、自殺した児童生徒が置かれていた状況等について学校・教育委員会から報告を受け、取りまとめている。

また、心理の専門家など外部の専門家を加えた組織による調査等の事後対応の在り方について、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」策定（平成23年）後の各自治体における運用状況や、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）における重大事態への対処の規定等を踏まえ、26年7月に同指針を改訂し、公表した。

さらに、同指針の改訂を踏まえ、各教育委員会等及び学校に対し、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査を行う際の基本的な考え

方や留意事項を示すとともに、自殺の背景となった事実関係に関する一定事項の報告を要請している。

イ 児童生徒の自殺予防に向けた調査研究の推進

文部科学省では、平成20年度から「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、21年3月に「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm）を取りまとめ、22年3月には、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/1292763.htm）を作成し、学校・教育委員会等に配付した。また、23年6月には、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針や米国における児童生徒に対する自殺予防教育の現況に関する報告を含む審議のまとめ（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_1/gaiyou/1306734.htm）を取りまとめた。

平成26年度には、児童生徒を直接対象とした自殺予防教育の在り方や、児童生徒の自殺が起きた時の背景調査の在り方について調査研究を行った。これらの検討の成果として、学校における自殺予防教育導入の手引である「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版及び「子供の自殺等の実態分析」を作成し、26年7月に公表した。

（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/index.htm）

(5) うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発

厚生労働省では、障害者対策総合研究事業として、うつ病等の精神疾患に対する、心理・社会学的方法、分子生物学的手法、画像診断技術等を活用した病因・病態の解明、効果的な予防、診断、治療法等の研究・開発の推進

に取り組んでいる。平成24年度からは「うつ病の病態を反映する血中バイオマーカーの開発・実用化研究」、25年度からは「高齢者うつ病の病態解明と治療評価のためのイメージングバイオマーカーの開発と実用化」を行っている。

(6) 既存資料の利活用の促進

内閣府では、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」(平成22年2月5日自殺総合対策会議決定)を踏まえ、22年4月以降、毎月、都道府県別及び市区町村別(自殺者の生前の住居地及び発見地)等の自殺統計データについて警察庁から提供を受け、「地域における自殺の基礎資料」の作成・公表を行っている。22年9月からは、自殺統計原票データの提供を受け、内閣府で集計・公表を行っており、23年3月の東日本大震災の発生を受け、同年6月からは、「東日本大震災に関連する自殺者数」の公表も行っている。22年まで警察庁において集計し、公表していた「自殺の概要資料」(年間の確定値データ)については、23年分より、内閣府が集計・分析を行うこととなっている。26年確定値データについては、「平成26年中における自殺の状況」として27年3月に内閣府と警察庁の共同で公表した。

自殺予防総合対策センターにおいては、自殺対策に活用できるよう、人口動態統計に基づく地域別の自殺死亡統計の分析を継続的に

実施している。平成21年4月に公表した「自殺対策のための自殺死亡の地域統計」は全国の二次医療圏及び市区町村ごとの自殺死亡の実態を詳細に分析したものであるが、その後平成23年3月、平成26年5月と全面的な改訂を行い、その結果を公表している。また、平成22年4月に公表した「自殺対策のための自殺死亡の地域統計(2)―自殺の手段、配偶関係、職業―」についても、全面的な改訂に向けて全国の二次医療圏及び市区町村別の分析を進めている。なお、自損行為についても、総務省消防庁救急企画室から全国の自損行為による救急搬送データベースの提供を受け分析を実施し、平成26年2月にその結果を公表した。

都道府県等においては、県衛生研究所等で人口動態統計、警察統計及び各県実施の統計等を用いて域内の自殺の状況の分析を行い、関連機関のネットワーク会議の資料又は対策を企画するに当たっての資料としている。

警察庁では、月別の自殺者数(総数、男女別及び都道府県別)を翌月上旬に速報値として公表し、中旬に暫定値として警察庁ホームページにより更新するとともに、毎月末の自殺統計原票データ(暫定値)を内閣府に提供している。平成27年2月には、26年中の確定値を提供した。また、政府の東日本大震災に係る自殺対策に対応するため、23年6月から実施している東日本大震災に関連する自殺者に係るデータの内閣府への提供も引き続き行っている。